

## 分権推進ワーキンググループの検討状況（平成 20 年 10 月現在）

### 1 WG設置の趣旨

岩手県分権推進会議で取り上げられた分権推進の課題のうち、各行政分野に横断的な課題、市町村・県に共通の課題について、市町村及び県の職員により課題解決の方策を研究し岩手県分権推進会議に提案するため、平成 20 年度に「分権推進ワーキンググループ」を設置。

#### 【進捗について】

- 5：検討が終わり、最終報告に向けて微調整するもの。
- 4：検討がおよそ終わり、今後とりまとめるもの。
- 3：現在、検討を進めているもの。
- 2：今後、検討するもの。
- 1：検討がやや困難となっているもの。

#### 【検討の状況、結論の方向】

- ・・・検討を終え、提案するもの
- ・・・検討中の主な意見
- ・・・検討にあたっての課題等

### 2 各ワーキンググループの検討状況

検討テーマ	論点	進捗	検討の状況、結論の方向	報告案の構成イメージ	
<b>A 共同処理WG</b> リーダー：坊良主任主査  《検討テーマ》 市町村間、市町村と県の連携による効率的かつ効果的な事務処理について  地方分権が進展しているが、一方で、厳しい行財政状況に直面する市町村は、一市町村単独では事務処理が困難になっている場合がある。そこで、権限移譲した事務や従来市町村が行ってきた事務について、市町村が相互に、または、県と市町村が連携して事務処理を行うことにより効率性や住民サービスを向上させることはできないか、その場合の県の役割は何かを検討する。	市町村間の広域連携による事務処理の可能性	3	地方自治法に基づく共同処理区分（機関の共同設置、事務委託、一部事務組合等）ごとに本県の事例と他県の事例を調査（比較）。上記の事例調査の結果から「共同処理区分」ごとのメリットやデメリットなどを整理し「どのような事務」が「どのような共同処理になじむ」かについて検討。「市町村間」、「県と市町村間」それぞれの共同処理に相応しい事務（場合）を検討。本県で共同処理を検討すべき分野について提言	1 共同処理に係る本県と他県の状況 2 共同処理になじむ事務 3 市町村間と県と市町村間それぞれの共同処理にふさわしい事務について 4 今後、検討の必要な共同処理事務（提案）	
	市町村と県の連携、庁舎の共同利用の可能性	3			
	市町村、県を通じた望ましい総合行政のあり方	2			論点、の検討を踏まえ、町村や小規模市が総合行政を行うための課題を整理して提案（11~12月）
<b>B 専門職員WG</b> リーダー：千葉主任主査  《検討テーマ》 専門職員の人材育成と確保について  専門性の高い事務権限の移譲等により、県・市町村において専門職員の確保や育成が課題となっていることから、専門職員の育成や効率的な配置について検討する。	専門職員の人材育成のあり方、県と市町村の共同研修	5	現在の派遣方法の検証を踏まえ、事務定着の効率的な方法について次のように検討。研修や専門人材の育成方法をメニュー化し計画的に事務定着を図る必要。移譲した事務の定着を検証する仕組の構築が必要。化学職のように市町村で専門職員の確保が困難な分野については、理工学部出身の市町村職員を複数発掘し、継続的に専門職員を確保する方法が望まれる。交流派遣制度を活用し、権限移譲前の研修や移譲後のさらなる事務の定着を図る。	1 移譲事務の定着及び人材の育成・確保に向けた新たな職員派遣のあり方 2 ポイント式一括移譲の見直し 3 県と市町村の人事交流のさらなる活用等 4 広域連合への県職員派遣による専門職員の活用	
	専門性の水準確保	5			市町村職員の人材育成にも資する研修体系を構築する必要。市町村との情報共有の場の設定や処理ケースのデータベース化が必要。
	専門職員の効率的な配置（共同処理等）	5			市町村単位の派遣に加えて広域連合にも県職員を派遣することを検討。市町村で配置できない職種について広域連合で人材を確保することを検討。
	専門職員の確保（県職員OBの活用等）	5			権限移譲の受け皿ではなく、事務定着の一手段として県職員OBの活用は有効。採用は、市町村の判断で行うことから、県は人材バンクなどの確かな情報提供を行うことにより支援することが可能。勤務条件や勤務地がOB職員の希望と必ずしも合致しない可能性は残る。

検討テーマ	論点	進捗	検討の状況、結論の方向	報告案の構成イメージ
<p><b>C 政策法務WG</b> リーダー：鈴木主査</p> <p>《検討テーマ》 自治体における政策法務能力の向上について</p> <p>地方分権が進展していく中で、自治体が地域の実態に応じた政策を推進するためには、国の法令を地域に適合して運用するための条例を制定するなど、自治立法権の積極的な活用が不可欠であることから、その実現に向けた具体的方策を検討する。</p>	自治体の政策法務能力向上の仕組み	4	自治体職員が自治立法権を活用するための環境づくりの方策として、県からの事例提供の仕組みづくりや、市町村間の連携強化が考えられる。自治体が地域の施策に合致した条例を制定するための仕組みとして、政策法務担当部署の新設又は強化、条例担当部署における法規審査体制の強化、現場職員の条例制定への関与、住民参画による行政運営などが考えられる。市町村が条例審査を体感できるような取組みはできないか。	<p>1 自治立法権を活用し地域の施策に合致した条例を制定するための仕組みづくり</p> <p>2 自治基本条例制定の意義等、自治基本条例の活用と課題</p> <p>3 市町村の政策法務能力向上の支援方策</p>
	分権型社会における自治基本条例の意義等	4	自治基本条例の制定目的にふさわしいプロセスとして、住民が参加・議論すること、自治体が目指す姿や市民参加のデザインを明確にすることが大切。自治基本条例の意義としては、自治体の行為規範でありプログラムであること、住民と行政の関係を実体的に規定すること、行政・住民・議会の相互関係を確認すること、条例の体系化と総合計画の位置づけを明確化すること、住民と行政が「まちづくり」を共有することなどが考えられる。自治基本条例制定の課題として、宣言型・理念型の場合、条例形式をとる必要がない、立法事実の把握が困難、自治基本条例の必要性を行政と住民の双方が認識することが難しいこと、最高法規性が持てるかどうか疑義があること、との意見があった。	
	法環境を最大限生かして施策推進する市町村の支援方策	4	自治体職員の政策法務能力向上のための支援策として、体系的・継続的な研修体制の構築と、法務担当職員が参加する勉強会、法務担当者の人事交流などが考えられる。県の支援が可能な分野としては、市町村域により区分され市町村間の競合が生じない分野（土地利用、景観保全、中心市街地等）広域での取組が必要な分野（産業廃棄物、水質保全等）専門的な分野（税の滞納処理等）が対象となりうる。市町村条例の適用を優先することは可能だが、高知県土地基本条例のような機能が求められる分野は、なかなか想定されない（他県の事例も見当たらない）。法律レベルの規制を考慮する必要がある（産業廃棄物や水質保全等）。	
<p><b>D 諸課題検討WG</b> リーダー：小原主任主査 報告者：松本主任主査</p> <p>《検討テーマ》 地方分権を推進するうえでの諸課題について</p> <p>地方分権を推進するうえでの、国と自治体の関係の諸課題について検討する。</p>	国と自治体の協議の場について	3	<p>現行の制度を検証し、課題と対応方法について次のとおり検討。 現状では、国との協議の場として、政府主催全国知事会議や国・地方の定期意見交換会などが開催されているほか、地方自治法第263条に基づく情報提供制度や意見提出制度があるが、意思決定過程に参画する仕組みになっておらず不十分。 さらに、地方六団体では、地方に関わる事項についての政府の政策形成に係る国と地方の協議の場として、（仮）地方行財政会議の法律による設置を求めている。 最終的には、分権改革の推進により地方の自己決定権を高め、国との協議をなくすことが本来の姿であるが、早期実現は不透明。 よって、当面は、地方六団体等とも連携して、協議の場の実現を目指すことが現実的。</p> <p>具体的な検討対象について、引き続き、情報収集する。</p> <p>調査の重複を避け、簡素化するためにルール化は必要であり、県と市町村が求める情報をデータベース化する方策を今後検討。 このため、北上市や滝沢村等の事例を調査し、調査頻度、重複調査の有無を把握。</p>	<p>1（仮）地方行財政会議の法律による設置に向けた、地方六団体との連携のあり方</p> <p>2 調査報告を公開・共有する仕組み</p>
	自治体の要望・提言に対する国の解答義務の制度化	3		
	国の外郭団体で分権推進の支障事例と解決策	1		
	国から県、県から市町村への調査報告のルール化	3		
	調査報告を公開・共有する仕組みについて	3		

# 専門職員WG 中間報告

## 専門職員の人材育成と確保について（概要版）

H20.11.5 専門職員WG

### 分権改革を取り巻く環境等

- ◆環境変化に対応しうる人材の育成・確保
  - ◁市町村▷
    - ・生活密着型の行政サービスに対する需要増大
    - ・県からの権限移譲への対応 など

↓

職員に求められる資質・能力が多様化・高度化

- ◆自治体の人事政策
  - ・集中改革プランに基づく定数削減
  - ・新規採用の抑制

↓

地域経営に必要な人材や資質を見極める必要

- ◆市町村への権限移譲
  - ・専門性の高い事務権限の移譲

↓

専門職員の育成・確保が喫緊の課題

- ◆地方分権改革推進委員会第一次勧告
  - ・基礎自治体への権限移譲を行うべき事務を提示

↓

人材の育成・確保が第二次分権改革成否のカギ

### 検討分野

- ◆県の保健所から市町村に移譲する業務を事例に
  - ・保健師
  - ・栄養士
  - ・化学職
  - ・薬剤師
  - ・獣医師 などの専門職員が行う業務
- ◆県内先進事例を検証
  - ・宮古市
  - ・遠野市
  - ・宮古保健所
  - ・花巻保健所及び花巻保健所遠野支所

#### 【ワーキンググループメンバー】

所 属	職 名	氏 名	
岩手県 教育企画室	主任主査	千葉 幸也	リーダー
岩手県 人事課	主任主査	菅原 健司	
岩手県 環境生活企画室	主任主査	大畑 光宏	
遠野市 政策企画室	副主幹	河野 和浩	
宮古市 健康課	保健師	糠盛 里実	
岩手県 地域企画室	主任	田内 慎也	事務局
岩手県 地域企画室	主事	鈴木 栄時	事務局

### 県派遣職員（保健師・化学職）の従事状況

【宮古市】

課	県派遣職員	移譲業務	実際の従事業務
健康課	保健師	母子保健・免許申請	成人保健・免許申請
環境課	技師(化学)	環境保全・公害防止	環境保全・公害防止
下水道課	技師(化学)	浄化槽	浄化槽
産業支援センター	事務	岩石採取認可	岩石採取認可

【遠野市】

課	県派遣職員	移譲業務	実際の従事業務
保健課	栄養士	母子保健	栄養指導
環境課	薬剤師	環境保全・公害防止	左記のうち環境保全・公害防止

### 派遣職員の配置・活用に係る課題

#### 県からの視点

- ① 事務の定着に向けた(具体的な)方策の検討が不十分
- ② 移譲事務に必要なものが専門職種なのか専門知識なのか等の検証が不十分
- ③ 職員の派遣自体が目的化する懸念（＝インセンティブをアピールし過ぎ）
- ④ 業務全体が計画的に移譲されないことによる専門職員の不足（＝事務量との乖離）

#### 市町村からの視点

- ① 移譲事務を引き継げる専門職員がいない場合に事務が定着しないおそれ
- ② 移譲された業務量と派遣職員数がアンバランス
- ③ 権限移譲のパッケージ設定や職員派遣など県側に主導権
- ④ 極端に処理件数の少ない移譲事務ではノウハウの蓄積が困難
- ⑤ 専門職員の派遣が市町村のニーズに合致しないケースあり
- ⑥ 職種によっては市町村において専門職員を確保(採用)することが困難
- ⑦ 専門職員の配置方法によっては人事管理やモチベーションの面で問題
- ⑧ 移譲先が実質的に市町村であるため広域連合などの専門職員の活用が困難

### 見直しの方向性

#### 計画的な移譲事務の定着と検証

- ① 移譲事務の定着に必要となる研修や専門人材の育成方法をメニュー化
- ② 事務の定着に向けた具体のプランを作成し検証する仕組みを構築

#### 専門職員の活用・育成等のあり方

- ① 原則として移譲事務の業務量・性質に応じた県職員の派遣を検討
- ② 事務の定着と人材の育成等に重点を置き質的なレベルアップを図ることを検討
- ③ 市町村職員が権限移譲前に移譲業務を経験することを検討（人事交流など）
- ④ 理工系学部出身者の発掘等により継続的に専門職員を確保することを検討
- ⑤ 市町村職員の人材育成にも資する研修体系を構築することを検討
- ⑥ 業務の情報や県OBに係る人材バンクなどの確かな情報提供等のあり方を検討
- ⑦ 市町村との情報共有の場の設定や処理ケースのデータベース化などを検討

#### ポイント一括移譲制度の見直し

- ① ポイント一括移譲制度は業務量を基礎とする派遣制度に転換することを検討
- ② 特に必要な場合はポイント式派遣の延長や人事交流の実施などを検討
- ③ 事務の定着や人材育成に対する市町村の考え方を整理し県と共有することを検討

#### 広域連合への県職員派遣

- ① 市町村単位の派遣に加えて広域連合にも県職員を派遣することを検討
- ② 市町村で配置できない職種について広域連合単位で人材を確保することを検討

#### その他

- ① 万が一の場合に県に移譲事務を返上できる具体的な仕組みを検討
- ② 県:部局単位ではなく県全体として一体的・一元的な取組とすることを検討
- ③ 市町村:専門職員の継続的な確保と事務の定着のための受入体制の整備を検討